

退職者に係る住民税特別徴収税額の残税額の一括徴収事務取扱要領（例規）

〔 昭和52年2月1日 〕
〔 兵警務例規第2号 〕

（概要）

この要領は、退職者に係る住民税未徴収税額の一括徴収事務の取扱いについて必要な事項を定めたものである。